

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長 殿  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則の運用について（通知）

標記について、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第6919号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則の運用について（防整施第17550号。27.10.1）、建設工事請負契約に係る一般競争入札（基準額未満型）の実施細則の運用について（防整施第17551号。27.10.1）及び建設工事請負契約に係る一般競争入札（簡易型）の実施細則の運用について（防整整第17552号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則の運用の留意事項

## 第1 基準額以上

## 1 対象工事の選定について

建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（防整施第6919号。28.3.31。以下「実施細則」という。）別紙の第1第1項の「財務大臣の定める額」は、2年ごとに公示されることに留意すること。また、工事概算額に基づいて実施細則による手続を開始する場合は、同概算額の精度を高めるよう努めるものとする。

## 2 標準的日数について

手続の運用に当たっては、付図第1に示す標準的日数を参考とするものとする。

## 3 入札公告について

(1) 入札公告は、整備計画局の確認を受けたうえで、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

(2) 入札公告は、官報公告日と同一の日に当該防衛省発注機関の庁舎内等の複数の箇所に掲示するものとし、掲示の期間は、申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても官報公告日以降速やかに掲載するものとし、掲載期間は入札書の受付期限の日までとする。

(3) 入札公告の官報掲載、庁舎内掲示及びホームページへの掲載依頼に係る業務は、契約担当部署の職員が行うものとする。

(4) 入札公告の写しは、入手を希望する全ての者に対して、無償で交付するものとする。

## 4 競争参加資格について

(1) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の条件については、対象工事の内容に応じて決定するものとするが、施工上の技術的特性等を勘案した弾力的な運用を図ることとし、範囲をいたずらに狭くしないものとする。

(2) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験は、当該年度及び前年度から過去15年間に完成したものを対象とする。

なお、特殊なものについては、対象期間を定めないことができるものとする。

(3) 競争参加資格のうち、「対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと」の確認は、設計会社等への問い合わせによる方法も可とする。

(4) 実施細則の別紙の第1第3項第11号の「その他契約担当官等が必要と認めた事項」とは、例えば、当該工事に特に要する技術者など合理的な事項を競争性に十分留意して定めるものとする。

(5) 実施細則の別紙の第1第3項第11号に掲げる事項については、競争参加資格として掲げる必要のない工事については、定めないことができる。

5 入札説明書（添付書類を含む。）の交付について

- (1) 入札説明書は、入手を希望する全ての者に対して交付するものとする。
- (2) 入札説明書は、開札の日の前日まで交付するものとする。

6 競争参加資格の確認について

- (1) 実施細則の別紙の第1第6項の申請書等及び同第8項の競争参加資格の確認の結果の通知は、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、その取扱いに十分注意するものとする。
- (2) 実施細則の別紙の第1第8項の競争参加資格の確認は、審査委員会の審議を経て契約担当官等により設定された資格審査方法に則って、別記様式第1により行うものとする。また、技術的事項については、同資格審査方法の下、審査委員会（審査委員会に、建設工事等の技術的事項に関する事務に設置する技術部会（以下「技術部会」という。）が設置されている場合は技術部会の審査を経て同委員会）で審議されるものとし、その審査は、別記様式第2及び別記様式第3により行うものとする。
- (3) 配置予定の技術者として複数の候補者を記載してきた場合、全ての候補者が競争参加資格に定める要件を満たさなければならないものとする。
- (4) 実施細則の別紙の第1第8項第1号に定めるところにより、級別の格付を受けていない者から申請書等の提出があった場合も受け付けるものとする。

この場合、実施細則の別紙の第1第3項第1号及び第3号並びに第5号から第11号までの事項を満たしているときは、開札の時点において級別の格付を受け、かつ、経営事項評価数値が定められた点数以上であることを条件に競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、当該申請者に対しては、級別の格付を受けるための資格審査申請書を別途提出させるものとする。

7 競争参加資格確認通知書について

実施細則の別紙の第1第8項第5号の競争参加資格確認通知書の発送手続は、契約担当部署の職員が行うものとし、競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求の期限日との不整合がないよう注意するものとする。

8 入札の執行について

- (1) 実施細則の別紙の第1第13項第4号の工事費内訳明細書の確認は、契約担当部署の職員及び当該工事の積算担当部署の職員が行うものとする。

なお、工事費内訳明細書の確認は、入札参加者の不正又は不誠実な行為の有無及び真摯な見積を行っているかの確認を目的としており、その方法は、工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（防整施第6921号。28.3.31）によるものとする。

- (2) 紙入札方式による場合は、入札書及び工事費内訳明細書それぞれを入れた封筒を開札時まで鍵のある金庫等に厳重に保管するものとする。

9 落札者等の公示等について

実施細則の別紙の第1第15項の落札者等の公示及び同第16項の落札しなかった者への通知に係る業務は、契約担当部署の職員が行うものとする。

## 1 0 関連文書の保存について

実施細則の別紙の第1第20項の工事の関連文書とは、一般競争に付した工事について、入札・契約手続が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）に定める手続に従って行われたことを証明できる書類とし、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）第8条に規定する次の事項について記録した書類とする。

- ア 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- イ 入札者の申込みに係る価格
- ウ 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- エ 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- オ 開札の日時までに競争参加資格の審査を終了することができない場合において、当該申請者にその旨を通知した当該通知に関する事項
- カ その他競争参加資格の設定理由及び確認等に係る手続全般に関する事項

## 1 1 照会窓口の設置等について

- (1) 一般競争の入札手続等に関する照会・質問の受付窓口は、契約担当部署とする。
- (2) 申請書等、競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明請求、非落札者からの理由の説明請求及び入札説明書に対する質問の受付窓口は、契約担当部署とする。ただし、入札説明書に対する質問の技術的事項に関する回答書は、当該工事の積算担当部署又は仕様書の作成事務をつかさどる部署（以下「技術担当部署」という。）が作成するものとする。

## 第2 基準額未満

### 1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、付図第2に示す標準的日数を参考とするものとする。

### 2 入札公告について

- (1) 入札公告は、当該防衛省発注機関の庁舎内等の複数の箇所に掲示するものとし、掲示の期間は申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても公告日以降速やかに掲載するものとし、掲載の期間は入札書の受付期限の日までとする。  
なお、申請書等の受付期間は、ホームページ掲載の日を基準として設定するものとする。
- (2) 入札公告の庁舎内掲示及びホームページへの掲載依頼に係る業務は、契約担当部署の職員が行うものとする。
- (3) 入札公告の写しは、入手を希望する全ての者に対して、無償で交付するものとする。

### 3 競争参加資格について

- (1) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の条件については、対象工事の内容に応じて決定するものとするが、施工上の技術的特性等を勘案した弾力的

な運用を図ることとし、範囲をいたずらに狭くしないものとする。

- (2) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験は、当該年度及び前年度から過去15年間に完成したものを対象とする。

なお、特殊なものについては、対象期間を定めないのであるものとする。

- (3) 競争参加資格のうち、「対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと」の確認は、設計会社等への問い合わせによる方法も可とする。
- (4) 実施細則の別紙の第2第3項第9号の「一定期間内」については、過去3～5年間のうち汎用な工事にあっては3年間を標準とし、「評定点合計の平均点が一定以上」については、当分の間、65点として設定するものとする。
- (5) 実施細則の別紙の第2第3項第12号の「一定の区域内」については、十分な競争性が確保されるよう留意して定めるものとする。
- (6) 実施細則の別紙の第2第3項第14号の「その他契約担当官等が必要と認めた事項」とは、例えば、当該工事に特に要する技術者など合理的な事項を競争性に十分留意して定めるものとする。
- (7) 実施細則の別紙の第2第3項第12号及び第14号に掲げる事項については、競争参加資格として掲げる必要のない工事については、定めないのであることができる。

#### 4 入札説明書（添付書類を含む。）の交付について

- (1) 入札説明書は、入手を希望する全ての者に対して交付するものとする。
- (2) 入札説明書は、開札の日の前日まで交付するものとする。

#### 5 競争参加資格の確認について

- (1) 実施細則の別紙の第2第6項の申請書等及び第2第9項の競争参加資格の確認の結果の通知は、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、その取扱いに十分注意するものとする。
- (2) 実施細則の別紙の第2第9項の競争参加資格の確認は、審査委員会の審議を経て契約担当官等により設定された資格審査方法に則って、別記様式第4により行うものとする。また、技術的事項については、同資格審査方法の下、審査委員会（審査委員会に技術部会が設置されている場合は技術部会の審査を経て同委員会）で審議されるものとし、その審査は、別記様式第2及び別記様式第3により行うものとする。
- (3) 配置予定の技術者として複数の候補者を記載してきた場合、全ての候補者が競争参加資格に定める要件を満たさなければならないものとする。
- (4) 実施細則の別紙の第2第9項第1号に定めるところにより、級別の格付を受けていない者から申請書等の提出があった場合も受け付けるものとする。

この場合、実施細則の別紙の第2第3項第1号及び第3号並びに第5号から第14号までの事項を満たしているときは、開札の時点において級別の格付を受け、かつ、同第2第3項第4号の事項を満たしていることを条件に競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、当該申請者に対しては、級別の格付を受けるための資格審査申請書を

別途提出させ、開札時点までに登録を了するよう努めるものとする。

(5) 実施細則の別紙の第2第7項第1号ウの施工計画に関する技術的所見の確認は、当該工事の積算担当部署の職員が行うものとする。

#### 6 競争参加資格確認通知書について

実施細則の別紙の第2第9項第4号の競争参加資格確認通知書の発送手続は、契約担当部署の職員が行うものとし、競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求の期限日との不整合がないよう注意するものとする。

#### 7 入札の執行について

(1) 実施細則の別紙の第2第14項第4号の工事費内訳明細書の確認は、契約担当部署の職員及び当該工事の積算担当部署の職員が行うものとする。

なお、工事費内訳明細書の確認は、入札参加者の不正・不誠実な行為の有無並びに真摯な見積を行っているかの確認を目的としており、その方法は、工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて（防整施第6921号。28.3.31）によるものとする。

(2) 紙入札方式による場合は、入札書及び工事費内訳明細書それぞれを入れた封筒を開札時まで鍵のある金庫等に厳重に保管するものとする。

(3) 実施細則の別紙の第2第10項第1号による説明要求があったときは、速やかに入札を延期することとし、庁舎内掲示及びホームページへの掲載により、付紙により訂正の公告を行うものとする。

また、工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（防整施第15572号。27.10.1）第3第1項による入札の延期についても同様に行うものとする。

#### 8 関連文書の保存について

実施細則の別紙の第2第17項の工事の関連文書とは、一般競争に付した工事について、次の事項について記録した書類とする。

ア 入札者及び開札に立ち会った者の氏名

イ 入札者の申込みに係る価格

ウ 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

エ 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

オ 開札の日時までに競争参加資格の審査を終了することができない場合において、当該申請者にその旨を通知した当該通知に関する事項

カ その他競争参加資格の設定理由及び確認等に係る手続全般に関する事項

#### 9 照会窓口の設置等について

(1) 一般競争の入札手続等に関する照会・質問の受付窓口は、契約担当部署とする。

(2) 申請書等、競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明請求、非落札者からの理由の説明請求及び入札説明書に対する質問の受付窓口は、契約担当部署とする。ただし、入札説明書に対する質問の技術的事項に関する回答書は、当該工事の積算担当部署又は技術担当部署が作成するものとする。

### 第3 基準額未満（簡易型）

#### 1 標準的日数について

手続の運用に当たっては、付図第3に示す標準的日数を参考とするものとする。

#### 2 入札公告について

- (1) 入札公告は、当該防衛省発注機関の庁舎内等の複数への箇所に掲示するものとし、掲示の期間は申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても公告日以降速やかに掲載するものとし、掲載の期間は入札書の受付期限の日までとする。

なお、申請書等の受付期間は、ホームページ掲載の日を基準として設定するものとする。

- (2) 入札公告の庁舎内掲示及びホームページへの掲載依頼に係る業務は、契約担当部署の職員が行うものとする。
- (3) 入札公告の写しは、入手を希望する全ての者に対して、無償で交付するものとする。

#### 3 競争参加資格について

- (1) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の条件については、対象工事の内容に応じて決定するものとするが、施工上の技術的特性等を勘案した弾力的な運用を図ることとし、範囲をいたずらに狭くしないものとする。

- (2) 同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の同種の工事の経験は、当該年度及び前年度から過去15年間に完成したものを対象とする。

なお、特殊なものについては、対象期間を定めないことができるものとする。

- (3) 競争参加資格のうち、「対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと」の確認は、設計会社等への問い合わせによる方法も可とする。

- (4) 実施細則の別紙の第3第3項第9号の「一定期間内」については、過去3～5年間のうち汎用な工事にあっては3年間を標準とし、「評定点合計の平均点が一定以上」については、当分の間、65点として設定するものとする。

- (5) 実施細則の別紙の第3第3項第12号の「一定の区域内」については、十分な競争性が確保されるよう留意して定めるものとする。

- (6) 実施細則の別紙の第3第3項第14号の「その他契約担当官等が必要と認めた事項」とは、例えば、当該工事に特に要する技術者など合理的な事項を競争性に十分留意して定めるものとする。

- (7) 実施細則の別紙の第3第3項第12号及び第14号に掲げる事項については、競争参加資格として掲げる必要のない工事については、定めないことができる。

#### 4 入札説明書（添付書類を含む。）の交付について

- (1) 入札説明書は、入手を希望する全ての者に対して交付するものとする。
- (2) 入札説明書は、入札執行の日の前日まで交付するものとする。

#### 5 競争参加資格の確認について

- (1) 実施細則の別紙の第3第6項の申請書等及び第3第9項の競争参加資格の確



認の結果の通知は、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、その取扱いに十分注意するものとする。

(2) 実施細則の別紙の第3第9項の競争参加資格の確認は、審査委員会の審議を経て契約担当官等により設定された資格審査方法に則って、別記様式第4により行うものとする。また、技術的事項については、同資格審査方法の下、審査委員会（審査委員会に技術部会が設置されている場合は技術部会の審査を経て同委員会）で審議されるものとし、その審査は、別記様式第2及び別記様式第3により行うものとする。

(3) 配置予定の技術者として複数の候補者を記載してきた場合、全ての候補者が競争参加資格に定める要件を満たさなければならないものとする。

(4) 実施細則の別紙の第3第9項第1号に定めるところにより、級別の格付を受けていない者から申請書等の提出があった場合も受け付けるものとする。

この場合、実施細則の別紙の第3第3項第1号及び第3号並びに第5号から第14号までまでの事項を満たしているときは、開札の時点において級別の格付を受け、かつ、同第2第3項第4号の事項を満たしていることを条件に競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、当該申請者に対しては、級別の格付を受けるための資格審査申請書を別途提出させ、開札時点までに登録を了するよう努めるものとする。

(5) 実施細則の別紙の第3第7項第1号ウの工程表に関する技術的所見の確認は、当該工事の担当部署の職員が行うものとする。

## 6 競争参加資格確認通知書について

実施細則の別紙の第3第9項第4号競争参加資格確認通知書の発送手続は、契約課職員等が行うものとし、競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求の期限日との不整合がないよう注意するものとする。

## 7 入札の執行について

(1) 実施細則の別紙の第3第14項第4号の工事費内訳明細書の確認は、契約担当部署の職員及び当該工事の積算担当部署の職員が行うものとする。

なお、工事費内訳明細書の確認は、入札参加者の不正又は不誠実な行為の有無並びに真摯な見積を行っているかの確認を目的としており、その方法は、工事費内訳明細書及び業務費内訳明細書の取扱いについて(防整施第6921号。28.3.31)によるものとする。

(2) 紙入札方式による場合は、入札書及び工事費内訳明細書それぞれを入れた封筒を開札時まで鍵のある金庫等に厳重に保管するものとする。

(3) 実施細則の別紙の第3第10項第1号による説明要求があったときは、速やかに入札を延期することとし、庁舎内掲示及びホームページへの掲載により、付紙により訂正の公告を行うものとする。

また、工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて第3第1項による入札の延期についても同様に行うものとする。

## 8 関連文書の保存について

(1) 実施細則の別紙の第3第17項の工事の関連文書とは、一般競争に付した工

事について、次の事項について記録した書類とする。

ア 入札者及び開札に立ち会った者の氏名

イ 入札者の申込みに係る価格

ウ 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由

エ 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由

オ 開札の日時までに競争参加資格の審査を終了することができない場合において、当該申請者にその旨を通知した当該通知に関する事項

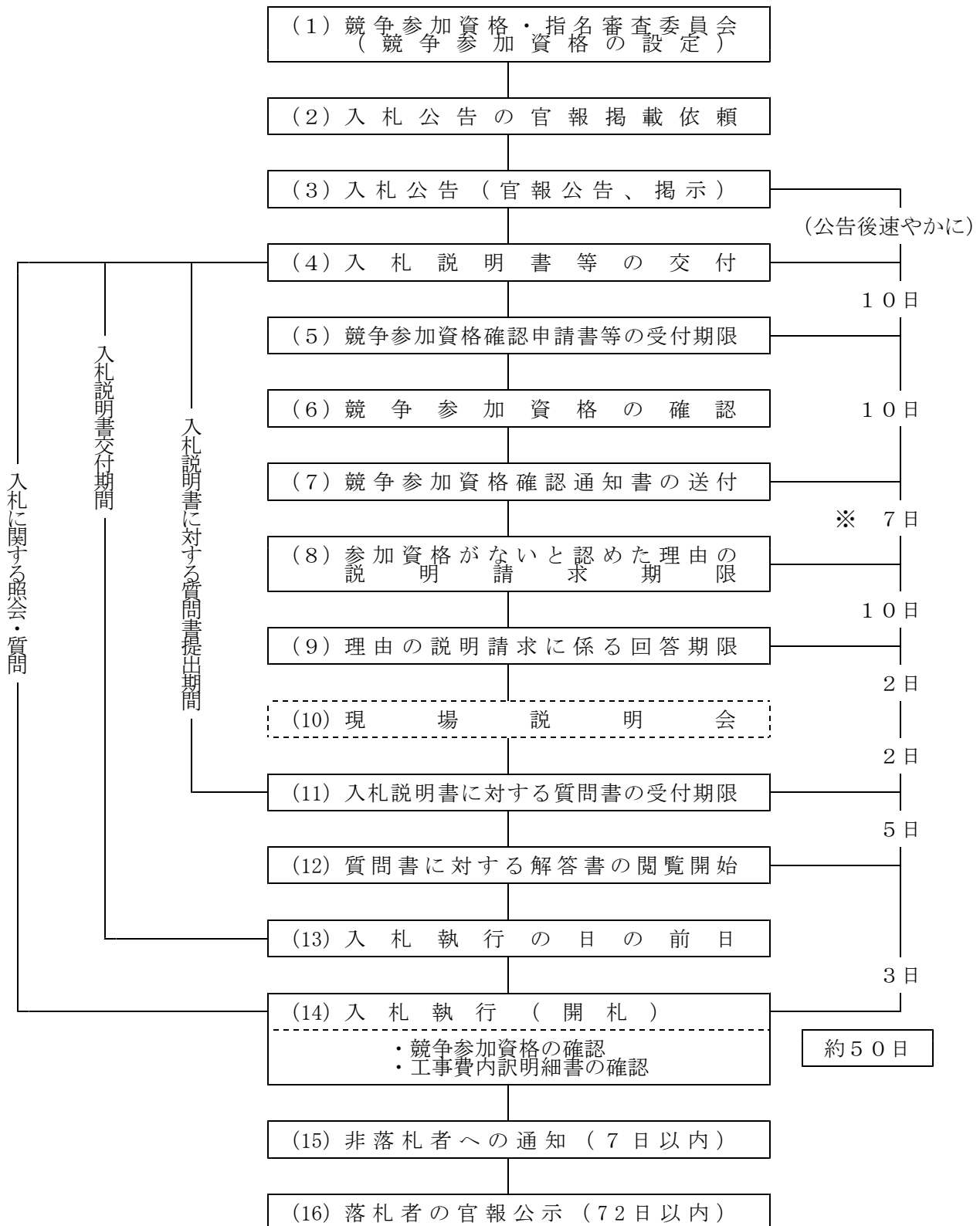
カ その他競争参加資格の設定理由、確認等に係る手続全般に関する事項

#### 9 照会窓口の設置等について

- (1) 一般競争の入札手続等に関する照会・質問の受付窓口は、契約担当部署とする。
- (2) 申請書等、競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明請求、非落札者からの理由の説明請求及び入札説明書に対する質問の受付窓口は、契約担当部署とする。ただし、入札説明書に対する質問の技術的事項に関する回答書は、当該工事の積算担当部署又は技術担当部署が作成するものとする。

一般競争入札方式（基準額以上）における標準的な業務の流れ及び所要日数

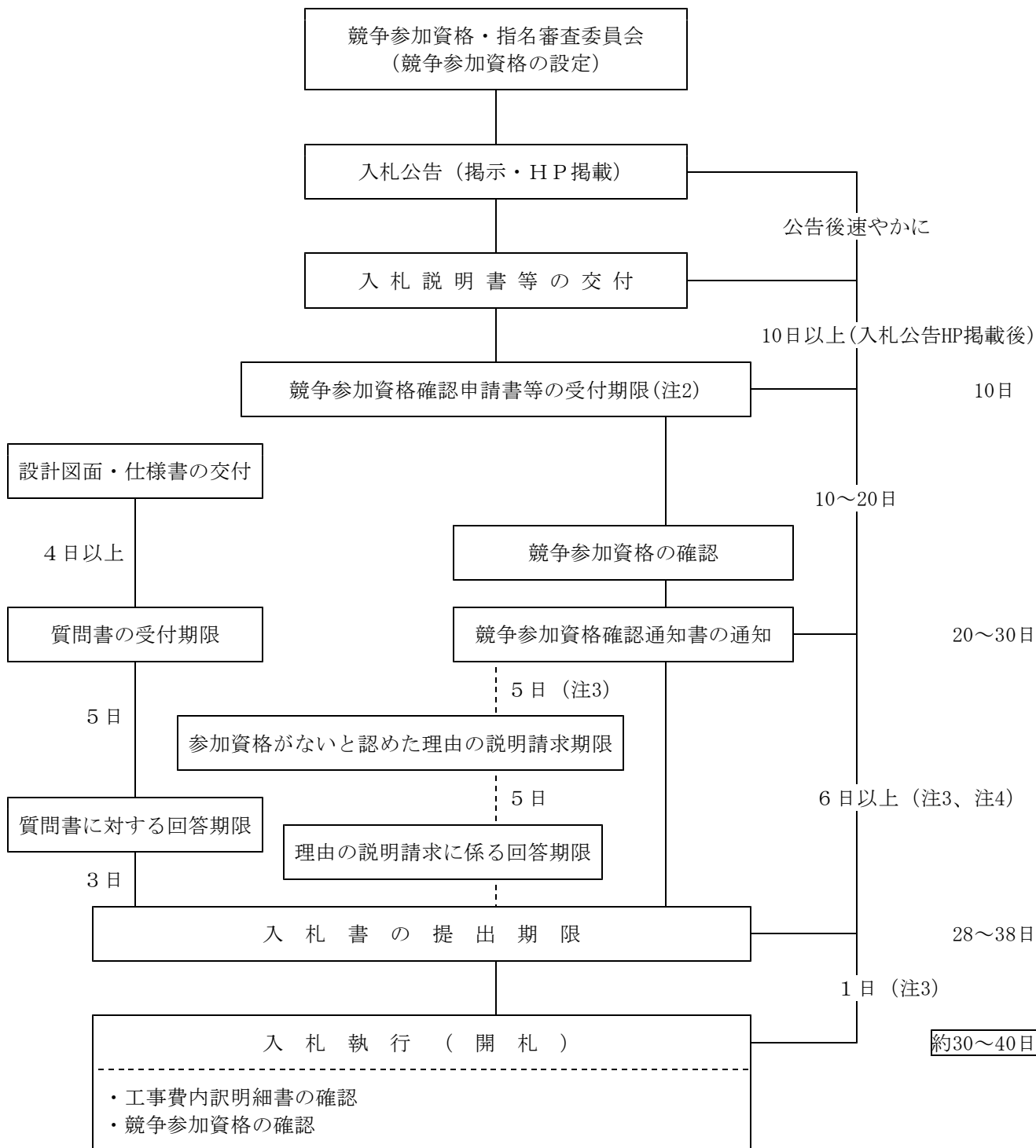
標準的日数



※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。

一般競争入札（基準額未満型）における標準的な業務の流れ及び所要日数

標準的日数 累計日数



(注1) 上記の日数は、標準的日数を示したものである。

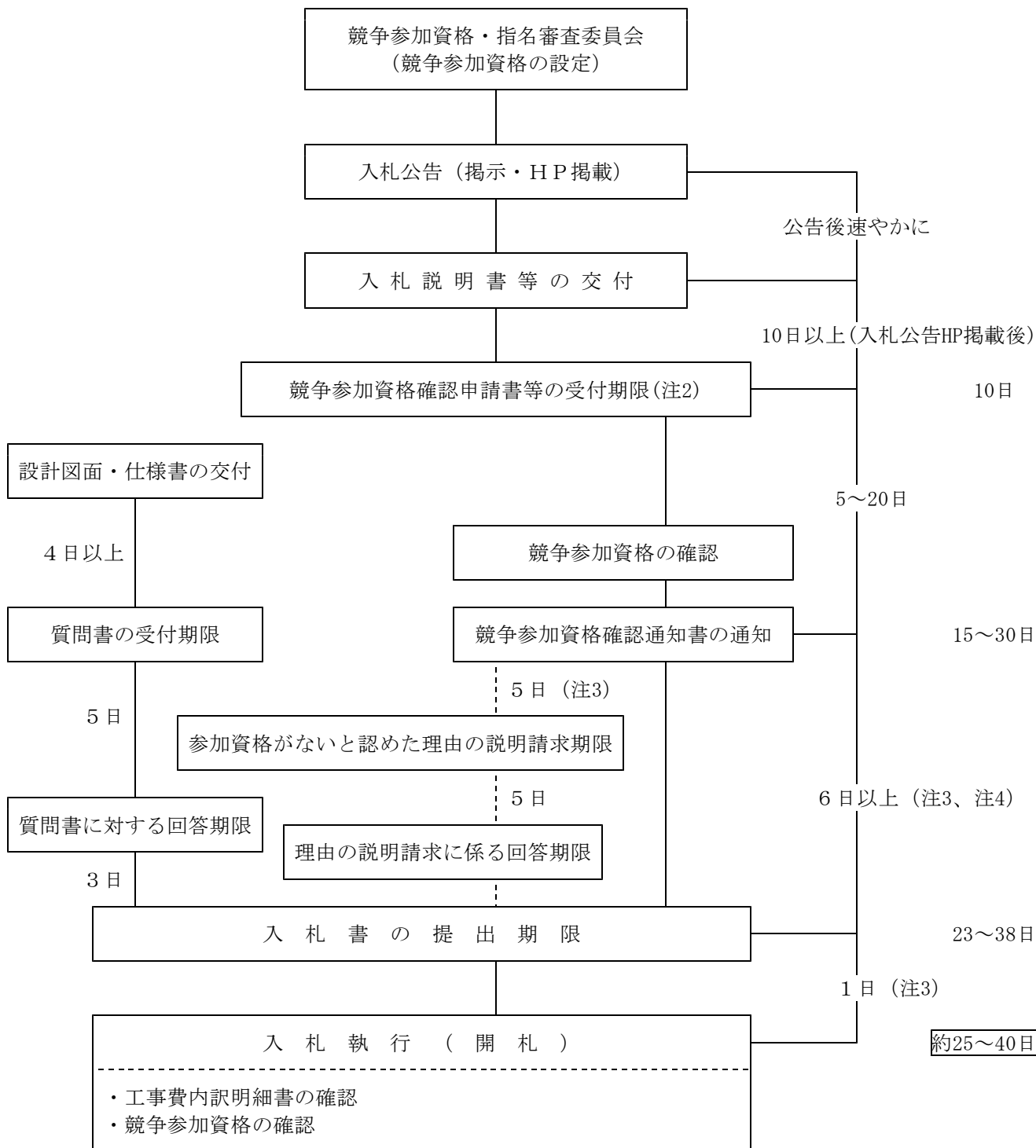
(注2) 入札まで随時提出（級別の格付け）を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げること。

(注3) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。

(注4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求がなかった場合であり、当該説明請求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

一般競争入札（簡易型）における標準的な業務の流れ及び所要日数

標準的日数 累計日数



(注1) 上記の日数は、標準的日数を示したものである。

(注2) 入札まで随時提出（級別の格付け）を受け付けるが、審査が終了せず競争に参加できないことがある旨を公告に掲げること。

(注3) 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。

(注4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求がなかった場合であり、当該説明請求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

## 競争参加資格審査総括表

工事名：

番号	登録番号	建設業者名	予決令	資格認定	審査数値	同種工事	技術者	指名停止	設計業務	暴力団	総合判定	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												

- 注：1 「番号」欄には、一連番号を付す。  
2 「建設業者名」欄には、競争参加資格確認申請書を提出した者を記入する。  
3 「予決令」欄には、予決令第70条及び71条の該当の有無について記入する。(有=×、無又は該当の有無が不明な場合=○)  
4 「資格認定」欄には、防衛省における資格認定及び当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）への競争参加希望の有無を記入する。(有=○、無=×)  
5 「同種工事」欄には、技術部会における同種の工事の施工実績についての審議の結果を記入する。(有=○、無=×)  
6 「技術者」欄には、技術部会における配置予定の技術者の資格についての審議の結果を記入する。(適性=○、適正でない=×)  
7 「指名停止」欄には、当該建設業者が契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等において指名停止期間中であるか否かを記入する。  
(指名停止期間中=×、指名停止期間中でない=○)  
8 「設計業務」欄には、対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面における関連の有無を記入する。  
(有=×、無又は該当の有無が不明な場合=○)  
9 「暴力団」欄には、暴力団関係業者として排除要請の有無を記入する。(有=×、無=○)  
10 「総合判定」欄は、全ての事項について1カ所でも×がある場合は×を、全ての事項が○の場合は○を付す。  
11 「備考」欄には、特に記す事項がある場合に記入する。(例えば、未登録業者からの申請等について記入する。)

## 「同種の工事の施工実績」審査結果表

工事名：

番号	登録番号	建設業者名	契約書の写し等	条件1	条件2	条件3	総合判定	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								

- 注：1 「番号」欄には、一連番号を付す。  
2 「建設業者名」欄には、競争参加資格確認申請書を提出した者を記入する。  
3 「契約書の写し等」欄には、同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し等の添付の有無を記入する。  
(契約書の写し等が添付され施工実績が確認された場合＝○、契約書の写し等が添付されていない場合若しくは添付されていても記載事項が確認ができない場合＝×)  
4 「条件1～3」欄は、契約担当官等により設定された同種の工事の施工実績としての条件を記入し、各々の条件を満たしているか否かを記入する。(条件を満たしている＝○、条件を満たしていない＝×)  
5 「総合判定」欄は、全ての事項について1カ所でも×がある場合は×を、全ての事項が○の場合は○を付す。  
6 「備考」欄には、特に記す事項がある場合に記入する。

## 「配置予定の技術者の資格」審査結果表

工事名：

番号	登録番号	建設業者名	主任技術者			監理技術者			備考
			資格	施工経験	総合判定	資格	施工経験	総合判定	
1									
2									
3									
4									
5									
6									

- 注：1 「番号」欄には、一連番号を付す。  
 2 「建設業者名」欄には、競争参加資格確認申請書を提出した者を記入する。  
 3 各技術者の「資格」欄には、法令による資格が条件を満たしているか否かを記入する。  
 （条件を満たしている＝○、条件を満たしていない＝×）  
 4 各技術者の「施工経験」欄には、配置予定の技術者の同種の工事の施工経験が条件を満たしているか否かを記入する。  
 （条件を満たしている＝○、条件を満たしていない＝×）  
 5 各技術者の「総合判定」欄は、全ての事項について1カ所でも×がある場合は×を、全ての事項が○の場合は○を付す。  
 6 「備考」欄には、特に記す事項がある場合に記入する。



## 競争参加資格審査総括表

工事名：

番号	登録番号	建設業者名	予決令	資格認定	審査数値	同種工事	技術者	施工計画	施工成績	指名停止	設計業務	本店等の所在地	暴力団	総合判定	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															

- 注：1 「番号」欄には、一連番号を付す。  
2 「建設業者名」欄には、競争参加資格確認申請書を提出した者を記入する。  
3 「予決令」欄には、予決令第70条及び第71条の該当の有無について記入する。(有=×、無又は該当の有無が不明な場合=○)  
4 「資格認定」欄には、防衛省における資格認定及び当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）への競争参加希望の有無を記入する。(有=○、無=×)  
5 「同種工事」欄には、技術部会における同種の工事の施工実績についての審議の結果を記入する。(有=○、無=×)  
6 「技術者」欄には、技術部会における配置予定の技術者の資格についての審議の結果を記入する。(適性=○、適正でない=×)  
7 「指名停止」欄には、当該建設業者が契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等において指名停止期間中であるか否かを記入する。(指名停止期間中=×、指名停止期間中でない=○)  
8 「設計業務」欄には、対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面における関連の有無を記入する。(有=×、無又は該当の有無が不明な場合=○)  
9 「暴力団」欄には、暴力団関係業者として排除要請の有無を記入する。(有=×、無=○)  
10 「総合判定」欄は、全ての事項について1カ所でも×がある場合は×を、全ての事項が○の場合は○を付す。  
11 「備考」欄には、特に記す事項がある場合に記入する。(例えば、未登録業者からの申請等について記入する。)

(入札公告の訂正の記載例)

入札公告（建設工事）の訂正

入札公告を次のとおり訂正します。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇

〇〇 〇〇 〇〇【入札公告を行った発注者名を記載する。】

1 公告日 平成〇〇年〇月〇日

2 工事名 〇〇〇〇建設工事

3 訂正内容

3 (4)中「入札書は、平成〇年〇月〇日〇〇時〇〇分までに」を  
「入札書は、平成△年△月△日△△時△△分までに」に、「開札は、平  
成〇年〇月〇日〇時〇分」を「開札は、平成△年△月△日△△時△分」  
に訂正する。